

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日				
定時株主総会	6月中				
基準日	3月31日				
株券の種類	1,000株券、100株券、10株券、1株券及びそれ以外の株式数を表示した株券				
中間配当金基準日	9月30日				
1単元の株式数	_____				
株式の名義書換え	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>無料</p> <p>無料</p> <p>以下のとおり手数料を算定し、これにかかる消費税相当額を加算する。</p> <table> <tr> <td>喪失登録</td> <td>1件につき10,000円</td> </tr> <tr> <td>喪失登録株券</td> <td>1枚につき 500円</td> </tr> </table>	喪失登録	1件につき10,000円	喪失登録株券	1枚につき 500円
喪失登録	1件につき10,000円				
喪失登録株券	1枚につき 500円				
端株の買取り・買増し	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>以下の算式により1株当たりの手数料額を算定し、これを買取又は買増をした端株数で按分した額とし、これにかかる消費税相当額を加算する。</p> <p>(算式) 1株当たりの価格のうち</p> <table> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超える金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> </table> <p>(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)</p> <p>ただし、1株当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。</p> <p>当社基準日の12営業日前から基準日に至るまでとする。なお、当社が必要と認めるときは、受け付けを停止することができる。</p>	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超える金額につき	0.900%
100万円以下の金額につき	1.150%				
100万円を超える金額につき	0.900%				
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 URL: http://www.kddi.com/corporate/index.html				
株主に対する特典	該当事項はありません。				

(注) 当社は、旧商法第220条ノ2第1項に規定する端株原簿を作成しております。

なお、端株主の期末配当金及び中間配当金に関する基準日は上記のとおりです。